

議会だより

Report of City Assembly

13号

平成18年7月発行



山王宮の夏まつり（馬宿）



目次

議会報告	2
新庁舎建設検討特別委員会中間報告	3
総務文教常任委員会報告	3
建設経済常任委員会報告	3
一般質問	4
議会日誌	12

6月定例会は8日に開会し会期を23日までの16日間とし、条例制定、改正8議案、補正予算6議案を含め18議案と報告7件承認3件を原案通り可決しました。

条例の制定

◎東かがわ市の外郭団体等への関与の基本事項を定める条例

・市が外郭団体等を通じて行政目的の確実かつ効果的な達成を図るため、市の外郭団体等への関与について基本的な事項を定めるもの

条例の改正

◎東かがわ市特別職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する一部を改正する

◎東かがわ市税条例の一部を改正する

◎東かがわ市手数料条例の一部を改正する

◎東かがわ市国民健康保険条例の一部を改正する

◎東かがわ市国民健康保険税条例の一部を改正する

◎東かがわ市都市公園条例の一部を改正する

◎東かがわ市下水道特別事業分担金徴収条例の一部を改正する

平成18年度 一般会計補正予算

補正額 2,077万3千円

補正後 133億3,785万2千円

平成18年度 特別会計補正予算

会 計 別		補 正 額	補 正 後
国民健康保険事業		230万1千円	39億2,202万9千円
介護保険事業		141万5千円	28億3,469万4千円
介護サービス事業		1,377万1千円	2,969万1千円
老人保健事業		719万3千円	50億8,682万2千円
水道事業会計	収益的支出	705万円	6億2,080万1千円
	資本的収入	△5億9,600万円	2億2,459万8千円
	資本的支出	△5億9,575万円	4億2,534万3千円

新庁舎建設検討 特別委員会の中間報告

委員長 好村 昌明

本委員会は、平成十七年九月定例会において、新庁舎建設に関し検討するため、調査研究を目的として発足されました。

これを受け、昨年十月二十八日第一回目より計六回の会議で慎重審議・検討がされ、その経過について中間の報告を申し上げます。

はじめに、委員会の方向づけとして意見がまとまったものについて、一つは、庁舎建設をどうするかについては四月二十六日の会議にて、交流プラザ建設も含め実施する方向の意見となりました。

二つに、建設場所について、執行部より提出されていた案については、六月十三日の会議にて、適当としないものの建設まで否定したものではなく、現白鳥庁舎を中心とした場所に、よりスリム化して再検討すべき、との確認がされました。

ました。

住民からの意見聴取や周知をされたい、との意見集約がなされ、「現在の白鳥庁舎を使用すること」「議会の議場も現在のものを使用すること」「支所・業務の存続」「建設予算の資料が必要」「起債は今後どのようなになるか」「大内・引田庁舎の利用計画は」「建設までの時間スケジュールは」等々幅広く意見が出されました。

以上、当委員会の中間報告と致します。

総務文教常任 委員会報告

六月定例会において付託された、議案第一号「東かがわ市の外郭団体等への関与の基本事項を定める条例の制定について」審査を行い、原案可決すべきものと決定した。

問 条例第四条で市長は東かがわ市経営評価委員会に諮問し、とあるが、一方で補正予算に経営診断委託料五十二万五千元を計上しているが、二

重の投資になるのではないか。この委託料は不要ではないか。

答 経営評価委員会の意見を聞いて外郭団体への指導助言を行う際に、専門の中小企業診断士に見てもらいながら経営を改善しようとするものである。

問 外郭団体に対してなされた助言・指導した結果の検証はどうするのか。

答 第一義的には該当団体を所管する課と総務課で協議し実施することになるが、全体的な調整は総務課が行う。

問 東かがわ市経営評価委員会が団体の経営評価を行うのであれば、別に市が経営診断を委託する必要はないのではないか。

答 個々の団体がそれぞれ経営診断を委託するのではなく、市が委託したコンサルが共通認識の中で、方向性を出したい。

【閉会中の調査報告】

五月十二日に、総務文教常任委員会を開催し、閉会中の調査案件・指定管理者制度に

ついて調査しました。主な質疑は次のとおりである。

問 指定管理者委託料の積算に関して、リスク負担の算定表について説明を求める。

答 各施設によってリスク負担が異なるので、明確なリスク負担を表わすため現在作業中である。

問 経費の削減、サービス低下の防止等について市として指導するためにも施設の現場把握が必要であるが、どのようなチェック体制を取っているのか。

答 定期的に指定管理者と協議の会をもち、十分目の届く管理を行っていききたい。また、今年度、経営評価委員会（仮称）を立ち上げて経営評価を実施する。

問 大川体育館が、スポーツ財団の指定管理になったが、利用者の希望を聞くよう、市として指導しているのか。

答 住民サービスの向上の観点から、開館時間の延長、料金の改定などが実施されている。
問 スポーツ財団に対する指

定管理委託料の他に、市の予算に計上しているものは何か。
答 指定管理委託料に含めず、市の予算に計上しているものはリフトの運行委託料がある。

建設経済常任 委員会報告

当委員会に付託された議案は一般会計補正予算と水道事業会計補正予算の二議案であり、一般会計補正予算で一部修正案も提出されましたが、慎重に審査した結果、二議案とも原案通り可決すべきものと決定しました。

【一般会計補正予算】

審査過程でベッセルおち外壁補修工事について質疑がありました。主な質疑の要点は以下の通りです。

問 間違いなく元施工者が瑕疵責任を認めているのかどうか、また、それを認めたことを証明する書類はあるのか。

答 公共建築協会が、結果として適当でない部分があると指摘し、元施工者が道義的な

瑕疵を認め、補修に要する工事を元施工者で実施してもよいということが、これまでの協議の中での話となっている。書類のものはない。

問 事業費は、元施工者の負担部分を外して予算計上しているが、なぜ全体を含めた予算計上にしなかったのか。

答 元施工者が道義的瑕疵を認めて、その部分を補修するということで、元施工者の負担部分を除いており、ここへ計上するということは行政側がその瑕疵の部分も支払いをするという意味表明と同じことになる。元施工者が瑕疵を完全に認めて、現金で支払いをするという形は受け入れないのは明らかで、自分の瑕疵は施工業者として自分とすることでやる。ということでは他社に委ねて、その対価を支払うということとは絶対にあり得ないという判断もあり、このような形になっている。

【修正案は否決】

ベッセルおち外壁補修工事費については、元施工者の負担部分を元施工者損害補償金

として、歳出と歳入に増額計上する修正案が提出されましたが、審査の結果、修正案は否決されました。

【閉会中の継続調査事件】

五月十一日委員会を開催し、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムについて調査いたしました。この計画は二〇〇四年台風十六号の最高潮位に対して安全が確保できるよう、整備が必要とする港湾、河川、漁港等の施設に概ね十年間を整備目標とするⅠ期、概ね二十年から三十年を整備目標とするⅡ期・Ⅲ期の優先順位をつけ整備をするものですが、当日は概要の説明後、現状を把握のために大内地区から引田地区の整備必要箇所を視察し、帰庁後質疑を行いました。委員からは県への働きかけはもちろんのこと市施工分についても、財政状況は厳しいが、できるだけ早い段階で災害に備えられたい。などの意見が出されました。

15人が質問に立つ

一般質問

新庁舎建設検討資料作成委託業務について



橋本 守

問

新庁舎建設検討資料の作成業務については、指名競争入札で委託した業者との契約を変更し、別の業者に随意契約で委託しているが、その理由は。

答

当初の業者からの指示は、市が指示したものとかけ離れたもので変更を指示したが、庁舎建設検討特別委員会への提出が間に合わない判断し、入札にかける暇もなかったため、市の事情に精通している別の業者に随意契約で発注した。

問

市の仕様書どおりでない不十分な資料しか提出されなかったのに、なぜ五十万円もの委託料を支払ったのか。契約放棄して委託料は支払うべきではなかったのではないか。

答

今回の設計業務に関する件は、指名競争入札では最低価格者が落札するという入札制度の悪い面が出たと思う。業者の指名については指名審査会が、技術者五名以上、公共事業の相当な経験を有する業者の中から選定したと聞いているが、評価と実態とは違うことを実感した。

市の期待に反する、基本的に不十分なものであるとしても、成果品の提出があったからには、異例なことではあったが、作業の実費程度は支払うのが正当だと思っている。

問

この件については、五社の指名競争入札の結果を見ると、他の四社は、一、一〇〇万円以上にもかかわらず、この業者だけが三五〇万円で応札している。いささか安すぎるように思うが、結果的には、安かろう・悪かろうに終わったようなものではないか。

答

確かに安かろう・悪かろうという表現がぴったりの結果である。設計業務という知的作業については、原価の算定が難しい面もあるが、今後、入札の実施に当たって最低制限価格の導入を検討したい。

財政状況について



井上 弘志

問

三月定例議会で財政状況の認識、臨時財政対策債の認識、三位一体改革に関する地方交付税について質問しました。総論的に財政が非常に厳しいとの答弁。しかし、現実の市政運営では、とらまろ人形劇研究所の委託料、新庁舎の資料作成委託問題、ベッセルの問題等、費用対効果を考えない無駄な税金が投入された予算がある。この点を言及していかないと、後々大変な事になる。今、国・政府では財政諮問会議において歳出・歳入、一体改革の取りまとめにかかっており、七月には「骨太の方針」が閣議決定される見込みである。これにより、もっとひどい地方の切捨て、国の借金が地方へ押し付けられる可能性がある。

地方六団体では、地方共有税の創設など七項目を盛り込んだ案を内閣と国会に提出しました。今後の展開が心配されますが、とにかく、財源あつての予算編成、市民サービスの

提供となるので、①歳入確保への対策、②自主財源の中心的な役割部分である市税の収納状況、③滞納対策を伺う。

答

行政改革行動計画で①市有地の有効活用②財産管理の効率的な運用③施設使用料の見直し④目的外使用に伴う歳入の見直し⑤水道料金徴収率の向上⑥普通税及び国民健康保険税の徴収率向上⑦市営住宅家賃の徴収率向上⑧市営駐車場の不定期駐車制度の見直し⑨奨学金貸付滞納整理業務の実施⑩健康診査料の見直しを掲げて財源確保に努める。

平成十七年度の収納状況は、一般税の現年度分合計で収納率は九七・八二%、国民健康保険税は九三・三六%。市税の滞納繰越は、税負担の公平性及び市税収入の確保の観点から、更なる徴収業務の強化に努める。滞納整理の取り組みは、滞納者との接触対話による自主納付を基本に、悪質滞納者には、滞納処分を前提とした大川広域行政組合への徴収移管を実施している。



情報公開



田中 孝博

問

情報公開は、住民の知る権利を尊重するだけでなく、行政の透明性を確保して、執行の不正を防止する効果を持つものである。市は現在、公共工事の予定価格を公表していないが、公表するべきでないか。

答

本年四月一日に建設工事予定価格事後公表要綱を定めて、五千万円以上の建設工事について、閲覧にて公表するよう定めた。この公表は、平成十八年四月一日以降の契約について適用するものである。

問

旧町時代の平成十四年のとらまろ人形劇ミュージアム建設工事の設計価格について公表の意志はあるか。

答

資料があれば全部公開する。市の情報公開条例では、合併後の情報について公開することになっているが、政策的な判断とし

て、請求があれば特例として公開したい。

問

給食センターの設計はプロポーザル方式で行っているが、十億円以内の仕様にもかかわらず、実際には、それを遥かに超える事業費を要しているがなぜか。

答

基本設計では十億円以内としていたが、実施設計の段階で、検討委員会等の要望や衛生管理に関する法改正により事業費が上がったものである。

問

市長は去る十二月十五日のホームページ「市長の部屋」で、知る権利は大切だが全ての人がその権利の行使を望んでいるのではない。知らぬが仏、知らぬが華などと書いている。これは、情報公開に対する市長の考え方か。

答

主旨が全く違っている。情報化社会の中で健全な子供を育成する観点から、無用な情報を与えるのは如何なものか。偉人の伝記などで素直に感動している子供に、偉人の恥部を報じていることに對する感想として書いたものであり、情報公開に対して後ろ向きの気持ちは持っていない。

県道引田徳島線事業について



池田 正美

問 県道引田徳島線事業について、

答 この路線は、高松自動車道の開通に合せ、引田ICへのアクセス道路の改善として、旧引田町が町道中央幹線の道路整備として一部実施いたしました。その後、東方向への道路延伸計画について、国道十一号を補完する道路として県道での整備要望を行っておりま

す。これを受けて、県は、道路整備また圃場整備事業計画との整合を図るため、平成十三年度から、古川までの約七百メートルの事業計画について地元説明会を行った。平成十五年度からは市町合併支援道路の県道徳島引田線道路整備事業として、七百メートルの間について事業に着手したところであります。現在



AEDの市の公共機関への設置について



西川 良則

問

AED、つまり自動体外式除細動器は二〇〇四年から一般の使用が認められており、県内では医療機関や消防機関には当然設置されているが、他に高松空港、県立体育館等二十二施設に二十三台が設置されている。突然の心臓障害や、過激運動による発作、高齢者の突然の心臓負荷等による心肺停止に於いて一九番通報で救急車が到着する前の早期処置は一刻一秒を争うもので有り、マウスツーマウスと心臓マッサージとを併用しながらAEDは簡単な講習を受講する事により使用出来る範囲の電気ショックによる蘇生が多くの人の命を救えるのではないか。AEDによる早期処置が必要と思うが、市の学

答

校医務室や公共施設にどれくらい現在設置されているのか。

自動体外式除細動器、いわゆるAEDの市公共機関への設置についてですが、同機器は平成十六年七月から、一般市民による使用が認められております。AEDとは、心臓の心室が小刻に震え、全身に血液を送ることが出来なくなる心室細動の致死性不整脈の状態を、心臓に電気ショックを与え、正常な状態に戻す事が出来る医療機器です。使用方法は、音声ガイダンスに従って、電極を病者の胸部に貼り付け心電図を解析・判断し電気ショックを与える仕組みと成っています。市内ではベッセルおうち、翼山温泉に設置されており、他の施設の設置も順次考えて参りたい。



市の男女共同参画社会基本計画策定について



木村 ゆみ

問

東かがわ市男女共同参画社会基本計画策定にあたって、市長の基本姿勢、所信は如何に。また、策定事業の進捗状況と今後の進め方についてお尋ねします。

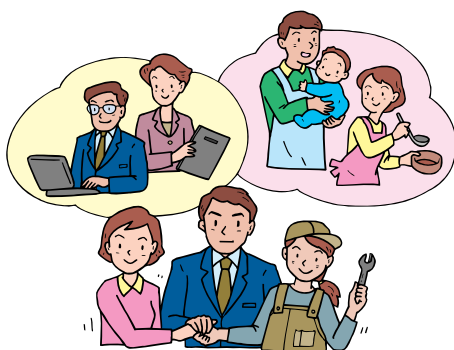
計画の策定に当たる委員は基本法を正しく理解していることは勿論のこと、女性問題に深い理解をもち、男女共同参画社会の実現を心から求める人物でなければなりません。公募委員も含め委員の選任にあたってどのような基準で選考されるのか、併せて伺います。

答

国の基本法の理念の下、本市の総合計画、人権教育啓発に関する基本計画との

整合性を図りつつ、女性を含む市民と行政が協働してより身近で実効性のある計画を策定する必要がありますと考えています。

委員の選任については、男女共同参画社会の形成について、市県等の主催する研修会に積極的に参加し、学習意欲のある方、また、地域で様々な活動をされている団体など男女比、専門分野等にも配慮し、現在委員の選考を急いでいます。七月中に第一回の策定委員会を開催し、年度内には答申を公表する予定です。



住民基本台帳カードの活用で市民サービスの向上を



楠田 敬

問

住基カード内空き領域を利用して、それぞれの自治体において様々な事務に利用されており、「地方自治情報センター」では証明書等自動交付サービスなど七つのサービスを全国の自治体で利用可能な標準的システムとして、希望する区市町村に対し、原則として無償で提供している。本市においても、ICカードを有効に活用し市民サービスの向上を図るべきと考えるが、いかがお考えか。

答

住民基本台帳カードは、平成十五年八月からの住民基本台帳ネットワークシステムの二次稼働における「転入転出の特例」や「住民票の写しの広域交付」などに利用し

ているところである。「独自利用領域」の活用は、本年三月に策定した「地域情報化基本計画」の中に、行政サービスのオンライン化をはじめ、図書館や体育館などの「公共施設予約システム」、保健・医療・福祉情報ネットワークでのICカード利用など、施策の展開例を示しているが、具体的な実施は、これからの検討という段階である。「地方自治情報センター」が提供している七つの標準的システム、またそれ以外で独自利用が可能なサービスについても、先進自治体の事例を参考としながら、その利用ニーズや整備費用について検討したいと考えている。



介護報酬不正受給を問う



板坂 良彦

問

本市等で算定対象外のサービス報酬を請求したり、架空の介護記録を作成するなどして水増し請求をしていた介護保険事業者に対し、返還請求を問う。

①返還の請求方法と金額並びに回収状況について（法的処置による完全回収を）

②不正受給を広く市民にわかり易く説明し、不正受給を防止する対策は？

③不正受給の要因や背景また事前防止体制など、このような事態が発覚した事に対しての所見を伺いたい。

答

①配達記録郵便にて請求後、面談による返還協議を行ったが実行性のある弁済計画の提示はなく、三月四月審査分の給付費等を差し引きし

た約千五百万円の返還金について六月二日督促を行ったが現在返還はない。②利用したサービスを掲載した給付費通知書を年四回通知する事で利用者自らがサービスの利用状況を確認することは、抑止力に効果もあり継続して行うが、不正受給に係る防止対策の周知は積極的に取り組む。③被保険者やサービス利用者の信用を失墜し誠に遺憾なことと考えています。不正請求の防止は全国共通の課題となっておりますが、本市としては、今後も介護給付費の適正化に努めるとともに、返還金についても引き続き積極的に回収に努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

安心な介護サービスは

提供する人
受ける人そして
支える人の「協生」で

丹生小学校、遠距離通学児童のスクールタクシー利用について



池田 禎広

問

三月議会でも質問したが、番屋、小磯地域の児童達を人里離れて遠く一人で帰らせる危険性を危惧するのである。学校からは3km、4km離れている遠距離を歩かせる事への不安でなく、人里離れて遠距離を歩かせる不安である。

スクールタクシー、スクールバスで帰らせば一〇〇%安全かと言えば確率の問題であり、一〇〇%など有り得ないが、安心の度合いは大きな差があると思う。同地域は隣接する北山地域の児童がスクールタクシーを利用しているが、延長して、番屋、小磯地域の児童にも利用させてはと思うのだが。

答

市内八つの小学校で集団登下校を実施しているが、最後は必ず一人になる。この状況は市内全域で見られる。学校、保護者だけでは子供を犯罪から守ることは出来ない。地域の多くの目で児童、生徒を見守り、死角やまさかの隙間を減らすことで、不審者を寄せつけない雰囲気を作りあげていくことが大切だと思う。

子供の安全、全学的な通学実態、子供の体力や心、その他様々な事をスクールバスの運行の可否なども含め、学校施設の整備計画とも関連させ研究していきたい。



合併して悪くなったと感じている多くの市民の声にどう応えるか



東本 政行

問

合併して三年が過ぎたが、多くの市民は悪くなったという声を上げている。市長はどう認識しているか。合併して悪くなったという住民が多いのにはその理由がある。一つは、合併前の住民説明会で「サービスは高い町へ合わし負担は低い町へ合わす」と約束していたが、この約束が守られているか。合併で住民が体験し実感したのは、住民の声は届きにくくなりサービスの後退であり負担が増えたことである。国保税の大幅値上げをはじめとした負担増や長寿祝い金制度の後退などである。二つ目は、合併したらこうなると住民に提示していたのが新市建設計画である。この計画は問題点もあるが、住民が期待した内容もあった。その中に循環バスの運行や図書館建設もあったが、これらは、棚上げになっている。多くの市民が今望んでいることは、新庁舎建設で

答

はなく、循環バスや図書館である。市長は、合併の最高の推進役であったので合併して良くなったと市民が感じる東かがわ市にする特別の責任があると思うがどうか。

法律に基づき十分に議論を重ね合併に至ったものである。基本的には、約束は守られているものと考えている。循環バスは運行しないこととしている。図書館建設については、とらまる図書館では市民ニーズを充足していないので今後十分に検討すべき案件であると考えている。



利用者に喜ばれているさぬき市のコミュニティバス

不安を抱える農業について



藤井 秀城

問

一昨年の台風被害もほぼ復旧され、田んぼには稲が育っています。一安心ですが、農業を取り巻く状況は増々厳しくなってきました。後継者難、下がり続ける米価など不安がいつぱいです。

政策面でも全農家対象から、集落営農の組織化などを含めた担い手に対しての施策に集中する品目横断的経営安定対策へと移行します。とりわけ経営規模の小さな当地の農業者にとって大問題です。地域によっては放置される農地が多くなることも予想されますし、環境の面からも心配です。どのような考えか伺います。

答

兼業農家や小規模農家では国の補助金の対象

とならない事態が数年後に発生するものと考えられます。この状態が続けば、農家の離農、耕作放棄地の増大が懸念されます。このことから、本市では昨年「東かがわ市担い手育成総合支援協議会」を設立しました。さらに、関係機関の担当者から構成される「幹事会」を設け、政策の説明、中核農家の認定農業者への誘導、集落営農の意識付けを実施してきました。

今後は、集落が抱える問題を真剣に考えてもらい、今までの集落が持っていた集落機能を発揮できるよう集落単位での説明会を推進していきたいと考えています。



休日窓口サービスについて



矢野 昭男

問

七月から始める休日窓口サービスの内容は戸籍三業務を毎月第一日曜日の午前八時三十分から午後五時十五分まで白鳥本庁窓口のみの取扱になっております。男女共同参画の進展により、共働き家庭が増加しており、平常日に窓口を利用できない市民にとっては非常に有難い制度であると思います。しかしその業務について、(1)日曜出勤した職員が平常日に代休で休んだ場合に職員減による窓口業務が来客者に対応する時間が長くなる等、サービスの低下にならないか。(2)日曜日に行う戸籍業務は本人でなくとも代人があれば通常日にでもできる業務であり、保健、福祉の相談業務、各種の簡易な申請受付等、業務の拡充は考えないか。

答

(3)合併協議の中で窓口業務は旧三町に設け、合併による市民の利便性は低下させないとのことであれば、大内、引田窓口でも日曜日窓口サービスをすべきでないか、伺います。

通常日の業務運営には、グループ制の利点を最大限に発揮させて来庁者には大きなサービスの低下はささないよう取り組みます。業務の拡大については統括窓口センターだけで処理できない事案が多くなり、所管課も出勤して待機する必要となり現時点での実施は困難であり、引田・大内窓口についても六ヶ月の試行期間で本制度の存廃も含め見直しを行っていきます。



農地・水・環境保全向上対策について



尾崎 照子

問

地域共同活動に交付金が二〇〇七年度より支給されるが、この制度が地域で活用出来るよう、仕組みが住民に早く知らされなければならぬと思う。品目横断的経営所得安定対策と「車の両輪」に位置付けられる。現在全国六百ヶ所でモデル的に実施されているが、本市はどのように取り組みを検討しているのか伺います。

答

現在、本市では旧白鳥町福栄の北内地区を農地・水・環境保全向上活動支援実験事業のモデル地区として取り組んでおります。本事業は、従来は農家の方のみが実施しておりました農道・水路・ため池等の土地改良施設の維持管理を非農家の方々を含めた地域ぐる

みで取り組む活動にして、平成十九年度から五年間、農用地の水田一〇a当り四、四〇〇円、畑は二、八〇〇円を助成することにより農村地域の環境を保全しようとするものです。

助成金の交付を受けるための各種の要件が必要なことから、本事業制度の周知は、本年三月に農業改良班長、土地改良区の理事及び総代の皆様に概略を説明しました。六月五日と七日には、当該事業の実施が可能と考えられます水利組合に、東讃土地改良事務所及び土地改良団体連合会共催により、さらに詳しい説明会を開催しました。今後は、地元からの事業実施の希望を取りまとめまして、八月上旬までに香川県に要望する予定です。



子育て支援について



飛谷 美江

問

子育て中の家庭の負担を軽減しようと、買物や施設を利用するさいに、料金割引や特典を受けられるサービスを提供する自治体が広がっています。経済的支援と、地域における子育て支援の両面から、有効な支援策の一つと考えます。自治体によって支援方法は違いますが、家庭の負担を軽減し社会全体で応援する取り組みは、急激に進む少子化対策の一つとして、本市においても検討すべきではないか。

答

厚生労働省が発表した昨年の出生率は、一・二五人で過去最低となっている。少子化の原因は、結婚や家庭に関する意識の変化、家庭の養育力の低下、親族や近所からの支

援や知恵が得られない、子育ての負担が母親に大きい、又子育てしにくい職場のあり方など様々な問題が考えられています。店舗や企業を巻きこんだ他県の例や、子育て応援事業での効果としては、行政・企業・団体の連携強化、親子のふれあい機会の創出、協賛企業のイメージアップ、利用促進による地域経済の活性化等が期待され、評価はできますが、小さな町や市単独での実施ではあまり効果が期待できない。広域的な取り組みが必要ではないか。今後、先進地の状況等も見ながら機会があれば一度県とも協議をしてみたいと考えます。



農政改革について



鈴江代志子

問

政府が昨年十月に打ち出した農業大転換の「経営所得安定対策等大綱」に基づき、全国的に認定農業者と集落営農作りが推し進められている。これは財界とWTO（世界貿易機関）の要求にこたえ、価格保障を廃止して、輸入自由化に勝てない農家を切り捨てるものであり、世界最低基準の日本の食糧自給率のますますの低下、農村地域社会を崩壊させかねない政策である。食糧自給率を向上させるためには多くの農家と地域の生産が維持されなければならない。今ある農家・集落営農を大事な生産の担い手として位置づけることや、生産者価格の安定、下支えを確立することこそ大事である。農地改革、医療改悪、一連の増税等、国の

答

政策は次々と弱者を苦しめるものばかりであり、国への要望が大切である。本市の取り組みの状況は。

食糧自給率の向上を図るためには、今後とも農業を継続していく担い手農家へ農地を集積し、経営の安定を図ることや集落営農組織の育成が必要である。本市の取り組みの結果、平成十八年三月末現在、認定農業者が八十九名に、集落営農組織が七組織となっている。本年度は、JA大川営農センター等関係機関との連携のもと、農家の方々が各集落単位による話し合いの場を持ち、最もふさわしい集落営農組織の育成、推進に努めていく。



議
会
日
誌

4月

28日 行財政改革特別委員会
25日 新庁舎建設検討特別委員会

5月

9日 議会運営委員会
建設経済常任委員会
11日 総務文教常任委員会
12日 全員協議会
16日 行財政改革特別委員会
29日 新庁舎建設検討特別委員会
30日 全員協議会

6月

1日 議会運営委員会
5日 新庁舎建設検討特別委員会
8日 本会議
12日 総務文教常任委員会
13日 建設経済常任委員会
21日 新庁舎建設検討特別委員会
21日 本会議（一般質問）
22日 議会運営委員会
27日 本会議（一般質問他）
27日 行財政改革特別委員会
27日 議会広報編集特別委員会

7月

10日 議会広報編集特別委員会
12日 議会広報編集特別委員会
14日 議会広報編集特別委員会

栄えある表彰に輝く

全国市議会議長会表彰

【十年以上議員】

清船 豊志
池田 禎広
原井 則佳
大山 圓賀
好村 昌明

【感謝状】

清船 豊志
田中 孝博

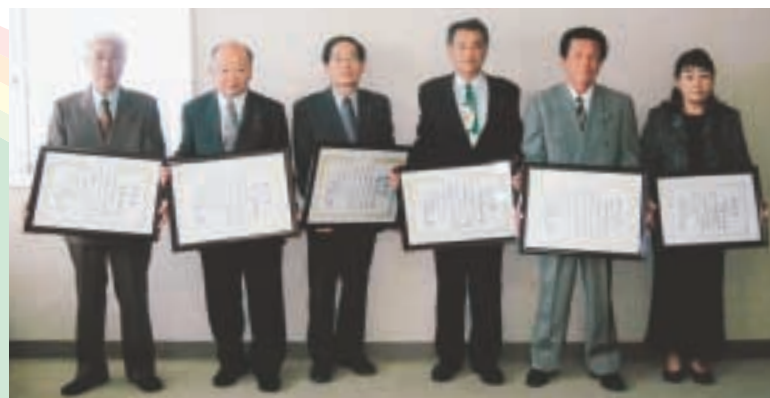
四国市議会議長会表彰

【十二年以上議員】

清船 豊志

【八年以上議員】

池田 禎広
好村 昌明
原井 則佳
大山 圓賀
木村 ゆみ



おめでとう
ございます

編集後記

今年の水無月は例年になく多雨と天候不順があり、梅雨末期の大雨災害も九州方面を主に例年のごとくありました。

六月定例会も、いつものように誠に白熱した質疑、答弁が行われました。

本市議会に於いても、市民の安心、安全を常に心の中心に置き、日々研鑽致して参ります。

梅雨も明け、厚さ厳しき折、市民の皆様のご自愛を御祈念申し上げます。



市民の皆さんの声を
お聞かせください！

「議会だより」では、皆さんの声を募集しています。内容は問いません。議会事務局（東かがわ市湊一八四七番地一）まで。